

○令和3・4年度射水市建設工事入札参加資格者の格付基準等について

令和3年3月23日決裁

- 1 土木一式、建築一式、電気、管、ほ装工事において格付けを行う。
- 2 客観的点数は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値による。
- 3 主観的点数は、射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格の運用により算出する。
- 4 合計点数は、客観的点数と主観的点数の合計とする。
- 5 前回(令和元・2年度)の格付けとの差が2段階以上下がる場合は、1段階のみの変更とする。
- 6 合計点数による格付け基準

- (1) 次に掲げる条件に該当する業者について格付けを行う。

ア 主たる営業所を射水市内に有する業者

イ 主たる営業所は射水市外に有するが、契約を締結する権限等の委任を受けた従たる営業所を射水市内に有する業者のうち、準市内業者登録のある業者

- (2) 工種別格付基準

ア 土木一式工事

等級	合計点数
A 級	1,050点以上
B 級	840点以上1,050点未満
C 級	750点以上840点未満
D 級	750点未満

イ 建築一式工事

等級	合計点数
A 級	930点以上
B 級	790点以上930点未満
C 級	640点以上790点未満
D 級	640点未満

ウ 電気工事

等級	合計点数
A 級	810点以上
B 級	650点以上810点未満
C 級	650点未満

エ 管工事

等級	合計点数
A 級	890点以上
B 級	690点以上890点未満
C 級	690点未満

オ ほ装工事

等級	合計点数
A 級	930点以上
B 級	800点以上930点未満
C 級	800点未満